

|      |      |
|------|------|
| 通達区分 | 例規通達 |
| 有効期間 | 30年  |

県本部各部署長 殿  
県下各警察署長

宮本免第793号  
令和7年5月29日  
宮城県警察本部長

高齢者講習実施要綱の一部改正について（通達）

高齢者講習の実施については、「高齢者講習実施要綱の改正について（通達）」（令和7年3月24日付け宮本免第416号）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり高齢者講習実施要綱の一部を改正し、適切な運用を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正点

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行することにより、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることを受け、文言の整理を行った。

2 施行期日

令和7年6月1日

## 別添

### 高齢者講習実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に規定する運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）の更新期間が満了する日（法第101条の2第1項の規定による免許証等の更新申請をしようとする者にあつては、当該更新申請をする日）における年齢が70歳以上の者、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習（以下「高齢者講習」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 準拠

高齢者講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）、宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第3 高齢者講習指導員の要件等

高齢者講習における指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるところによる。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること（免許の効力が停止されている者を除く。）。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - (2) 法第117条の2の2第1項第9号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法で定める罪（前記(2)に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- ア 別に定める運転適性検査指導員認定証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
  - イ 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を終了した者で、自動車等の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
  - イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行日前に(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当した者については、別に定める運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。
- (1) 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
  - (2) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する高齢者講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。））を終了した者

#### 第4 高齢者講習施設

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、所要の受講者を収容することができる視聴覚教材を備えた教室及び所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして高齢者講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をするものとする。

#### 第5 講習用教材

運転免許課長は、次の講習用教材等を整備するものとする。

##### 1 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、高齢者講習にふさわしい教本及び宮城県の交通実態に関する資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を整備するものとする。

##### 2 普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）をすることができるよう、所要の普通自動車を必要数整備するものとする。

整備する普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとす。

### 3 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）をすることができる所要の運転適性検査器材は、次のものを整備するものとする。

- (1) 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- (2) 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- (3) 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

### 4 映像再生機材

映像を用いた指導を実施することができるよう、所要の映像再生機材を整備するものとする。

## 第6 高齢者講習の委託

高齢者講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との契約によって高齢者講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、高齢者講習が適正に行われるよう常時指導監督するものとする。

- 1 高齢者講習指導員について、原則として2人以上の高齢者講習の業務を行うために必要な人数が置かれていること。
- 2 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の設備を有すること。

なお、積雪等により、実車による指導が困難となる場合がある講習施設については、運転シミュレーター（四輪車用）を有すること。

## 第7 高齢者講習の受講手続

高齢者講習の受講申請の受理は、高齢者講習通知書、免許証等その他本人確認がとれる公的身分証明書により受講者であることを確認し、高齢者講習受講申請書（別記様式第1号）の提出を受け、講習手数料を徴収の上行うものとする。

## 第8 高齢者講習の内容及び実施方法

### 1 高齢者講習時間

高齢者講習時間は、2時間（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者及び施行令第34条の3第4項又は第37条の6の3の規定に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する高齢者講習は1時間）とする。

### 2 学級編成等

#### (1) 学級編成の基本

1 学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。

#### (2) 運転適性検査器材による指導

運転適性検査器材による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができる。

#### (3) 実車による指導

実車による指導については、高齢者講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

### 3 高齢者講習の方法

高齢者講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とするものとする。

また、内容等については別表に準拠し、宮城県内の実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して、次の事項に配慮して実施するものとする。

#### (1) 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、宮城県内における交通事故の実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員であることが望ましいが、第3-3及び4の要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員以外の者でも差し支えないものとする。

#### (2) 運転適性検査器材による指導

動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

また、指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めるものとする。

なお、各検査器材による検査については、補助者が従事しても差し支えない。

#### (3) 実車による指導

##### ア 実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外の者に対して実施するものとする。

##### イ 指導の場所

原則としてコースにおいて行うものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路その他適切な場所において行っても差し支えないものとする。

##### ウ 使用車両

(ア) 使用車両は、普通自動車を使用するものとする。

(イ) 車両の持込みについては、原則として認めないこととするが、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない理由があり、当該講習用車両の持込みによる指導を行うことについて他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、

当該車両の持込みを認めることができる。

なお、車両の持込みによる場合においても、講習手数料は変わらないことをあらかじめ了知させるものとする。

(ウ) 車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

#### エ 実施方法

実車による指導は、次の事項について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上になるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこととし、交通部長が定める運転技能検査等実施要領に基づき実施するものとする。

#### オ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターによる代替措置を執るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めるものとする。

### 第9 高齢者講習実施上の留意事項

#### 1 受講者への配慮

受講者は一般に高齢者講習を受講することが不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から高齢者講習終了時まで、高齢者の特性に配慮した対応に努めるものとする。特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮するものとする。

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めるものとする。

#### 2 各種事故防止

受講者の中には、ペーパードライバーである者もいるほか、受講者によって身体的機能に個人差が見られることから、高齢者講習中の各種事故防止に万全を期すため、高齢者講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、高齢者講習に係る事故に備え、対人等の自動車保険に加入させるものとする。

#### 3 合同実施の際の留意事項

次の高齢者講習等を合同で行う場合には、運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。以下同じ。）や臨時高齢者講習（法第101条の7第4項に規定する講習をいう。以下同じ。）の対象者は、施行令で定める一定の違反行為を行った者であることから、プライバシーの保護に留意するものとする。

(1) 高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（運転技能検査対象者が受講する1時間講習）

(2) 免許証等の更新時等の高齢者講習と臨時高齢者講習

(3) 高齢者講習のうちの実車による指導と運転技能検査

なお、高齢者講習（2時間講習）と高齢者講習（普通自動車対応免許以外の運

転免許のみを受けている者が受講する1時間講習)についても、合同で行うことができる。

#### 4 身体に障害がある方に対する対応

##### (1) 聴覚障害者への対応

聴覚に障害を持つ受講者に対しては、筆談等を積極的に活用し、意思の疎通に努めるものとする。また、ワイドミラーの設置が義務付けられている聴覚障害者の実車による指導に対応するため、適合するワイドミラーを備えるものとする。

##### (2) その他の身体に障害がある方への対応

歩行困難者、車椅子利用者その他身体に障害を持つ受講者に対しては、高齢者講習場所等の移動時に補助するなど、受講者の立場に立った適切な対応に努めるものとする。

#### 第10 高齢者講習免除者

次の者は、高齢者講習を免除するものとする。

- 1 講習規則第3条第2号の特定任意高齢者講習終了証明書の交付を受けた者
- 2 免許証等の更新期間が満了する日前6か月以内に、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第8条第2号の運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書の交付を受けた者

#### 第11 受講者の確認及び講習終了証明書の交付

- 1 受講に際しては、高齢者講習等通知書、免許証等その他本人確認がとれる公的身分証明書により受講者であることを確認すること。
- 2 高齢者講習を終了した者に対しては、施行規則第38条第18項の高齢者講習終了証明書（以下「高齢者講習終了証明書」という。）を交付するものとする。  
この場合においては、高齢者講習終了証明書の副本を作成し、保管するものとする。
- 3 高齢者講習終了証明書を交付したときは、高齢者講習受講者名簿（別記様式第2号）に記載し、その交付状況を明らかにしておくものとする。

#### 第12 高齢者講習実施結果の報告及び登録

##### 1 報告及び登録の対象

実施結果の報告及び登録の対象の高齢者講習は、70歳以上の受講者に係る更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習とする。

##### 2 高齢者講習の実施結果の報告

- (1) 委託した機関において高齢者講習を実施したときは、高齢者講習の実施結果を速やかに報告させるものとする。
- (2) 報告内容は、高齢者講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証等の番号、講習場所、年月日、分類、種別その他必要と認めるものとする。

##### 3 高齢者講習の実施結果の登録

高齢者講習を実施し、又は高齢者講習の実施結果の報告を受けたときは、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録するものとする。

別表

| 講習方法  | 講習科目             | 講習細目   | 留意事項   | 時間  |
|---|------------------|--|--|-----|
|   |                  | 開 講  | 高齢者講習概要や受講上の留意事項等について説明する。   |     |
| 1 講義  | 道路交通の現状及び交通事故の実態 | (1) 地域における交通事故情勢<br>(2) 高齢者の交通事故の実態<br>(3) 高齢者支援制度等の紹介   | 宮城県における事故多発路線、時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。<br><br>高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。<br><br>申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、宮城県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。  | 30分 |
|   | 運転者の心構え          | (1) 安全運転の基本<br>(2) 交通事故の悲惨さ<br>(3) シートベルト等の着用            | 交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務、負傷者の救護義務等について指導する。<br><br>交通事故の被害者及び御遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。<br><br>後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。  |     |
|   | 安全運転の知識          | (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法<br>(2) 危険予測と回避方法等<br>(3) 改正された道路交通法令 | 認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。<br><br>高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因、危険予測、回避方法等について理解させる。<br><br>受講者の前回の免許証等の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。  |     |
| 2 運転適性検査器材による指導   | 運転適性についての指導①     | 運転適性検査器材による指導  | 運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。  | 30分 |
| 3 実車による指導   | 運転適性についての指導②     | (1) 事前説明<br>(2) ならし走行<br>(3) 課題<br>(4) 安全指導              | 課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法及び適切な運転方法について理解させる。<br><br>原則として受講者ごとにおおむね300メートルの、コースにおけるならし走行を行う。<br><br>コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。<br><br>適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。 | 1時間 |
| <p>○ 講習時間：2時間<br/>（普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間）</p> <p>○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で、連続して行わないことも可能とする。</p> <p>○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。</p> |                  |  |  |     |

別記様式第1号

| 高齢者講習受講申請書  |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
|---|---------|-------------|--------|-------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 年 月 日   |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 宮城県公安委員会 殿  |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習を受けたいので申請します。  |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 申請者   | 住所      |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
|   | 氏名      |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             | 性別          |             |             |              |
|   | 生年月日    |             | 年      |             |        | 月      |             |             | 日生     |        |         | 年齢          |             | 歳           |             |              |
|   | 電話番号    |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 運転免許  | 交付公安委員会 |             |        | 公安委員会       |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
|   | 免許番号等   |             |        | 第 号         |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
|   | 免許種別    | 大<br>型      | 中<br>型 | 準<br>中<br>型 | 普<br>通 | 大<br>特 | 大<br>自<br>二 | 普<br>自<br>二 | 小<br>特 | 原<br>付 | けん<br>引 | 大<br>型<br>二 | 中<br>型<br>二 | 普<br>通<br>二 | 大<br>特<br>二 | けん<br>引<br>二 |
| ※ 受講年月日   |         | 年 月 日       |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| ※ 受講場所  |         | 宮城県運転免許センター |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 普通車対応(2時間) <input type="checkbox"/> 更新時高齢者講習 6,600円 <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 6,600円<br>普通車非対応(1時間) <input type="checkbox"/> 更新時高齢者講習 2,950円 <input type="checkbox"/> 臨時高齢者講習 2,950円 |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |
| 手数料確認欄  |         |             |        |             |        |        |             |             |        |        |         |             |             |             |             |              |

- 注1 ※欄は、実施機関で記入する。  
 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

